

令和 8 年 3 月
千早赤阪村議会村づくり常任委員会
会議録

開会 令和 8 年 3 月 6 日

閉会 令和 8 年 3 月 6 日

千早赤阪村議会

令和8年3月村づくり常任委員会会議録

1. 招集年月日

令和8年3月6日

2. 招集の場所

千早赤阪村役場 議事堂

3. 出席委員

委 員 長	尾 崎 充 宏	委 員	南 本 齋
副 委 員 長	井 上 浩 一	委 員	畑 智恵美
委 員	田 村 陽	委 員	建 石 和 則
委 員	中 野 智 子		

4. 欠席委員

な し

5. 本委員会に説明のため出席した者の職氏名

村 長	菊 井 佳 宏	秘書財政課長	北 浦 信 行
副 村 長	西 井 秀 孝	自治防災課長	尾 谷 浩
地域活性化推進担当部長	日 谷 順 彦	会計管理者兼税務課長	倉 真
総 務 部 長	池 西 昌 夫	住 民 課 長	酒 見 健 司
民 生 部 長	中 野 光 二	福 祉 課 長	山 谷 光 代
産業建設部長兼災害復旧室長	下休場 健 司	こ ども 課 長	上 田 訓 士
総務政策課長	菊 井 秀 行	都市整備課長	安 井 良 之

6. 本委員会に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	柏 原 美 佳	議会事務局主査	土 井 達 也
--------	---------	---------	---------

7. 付議事件

1. 議案第 3 号 千早赤阪村特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例制定について
2. 議案第 4 号 千早赤阪村行政手続条例の改正について
3. 議案第 5 号 千早赤阪村附属機関に関する条例の改正について
4. 議案第 6 号 一般職の職員の給与に関する条例及び千早赤阪村会計年度任用職員の報酬等及び費用弁償に関する条例の改正について
5. 議案第 7 号 職員の旅費に関する条例の改正について
6. 議案第 8 号 千早赤阪村役場内簡易郵便局郵便切手等購入基金条例の改正

について

- 7. 議案第 9 号 千早赤阪村国民健康保険条例の改正について
- 8. 議案第 10 号 千早赤阪村介護保険条例の改正について
- 9. 議案第 11 号 千早赤阪村下水道条例の改正について
- 10. 議案第 12 号 千早赤阪村消防団員等公務災害補償条例の改正について

午前10時00分 開会

○尾崎委員長 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席委員は7名です。定足数に達していますので、令和8年3月村づくり常任委員会を開催します。

なお、委員会の開催の妨げになりますので、携帯電話のほうはマナーモードにするか、電源をお切り願います。

それでは、本委員会に付託されました案件は条例10件となっています。ご審査のほどよろしくお願いします。

なお、付託された案件の提案説明は本会議において受けていますので、省略します。

審議は1議案ごとに担当者より説明していただき採決を行います。

それでは、順次議題といたします。

議案第3号千早赤阪村特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例制定についてを議題とします。

本案件についての説明を求めます。

上田こども課長。

○上田こども課長 それでは、議案第3号千早赤阪村特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例制定につきまして概要の説明を申し上げます。

条例制定の趣旨でございますが、子ども・子育て支援法が改正され、生後6か月から満3歳未満で保育所等に通っていない子どもを対象に、保護者の就労要件を問わず、時間単位で柔軟に利用できる新たな通園制度となることも誰でも通園制度における給付制度として乳児等のための支援給付が創設され、令和8年4月から開始されます。

本給付制度の対象となる事業者は、市町村が条例により定めた基準に従い乳児等通園支援を提供しなければならないことから、令和8年度からの制度開始に向け、国の定める基準に従いまたは参酌し、本村の基準を条例で制定するものでございます。

条例の概要でございますが、子ども・子育て支援法第54条の3において準用する同法第46条第3項の内閣府令で定める規定に基づき、千早赤阪村における特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定めるものでございます。

条例の制定に当たり、本村において特段の事情がないため、国が策定した特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準のとおりといたします。

ここからは条例の内容についてでございます。

第1章、総則、第1条から第3条までにつきましては、本条例制定の趣旨、定義、一般原則の内容を規定しております。

第1条、趣旨では、この条例の根拠となる法律を示し、またこの条例で規定する運営の基準を国の省令同様の基準とする略称規定を設けるものでございます。

第2条、定義では、この条例で使用する用語は子ども・子育て支援法で使われている意味・定義をそのまま使うという趣旨でございます。

第3条、一般原則では、特定乳児等通園支援事業者は全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指すものでなければならないと規定しております。

第2章、特定乳児等通園支援事業者の運営に関する基準、第4条から第33条までにつきましては、利用定員に関する基準、運営に関する基準の内容を規定しております。

第4条、利用定員では、開所する日数及び時間その他の事情を考慮して利用定員を定めることを規定しております。

第5条、面談では、特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、子ども及び保護者と面談し、運営規程の概要、職員の勤務体制、事業者が支払いを受ける費用に関する事項その他の提供する特定乳児等通園支援に関する重要事項を記載した文書を交付し、保護者の同意を得なければならないことを規定しております。

第6条、正当な理由のない提供拒否の禁止では、保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ提供を拒んではならないことを規定しております。

第7条、あっせん及び要請に対する協力では、市町村が行うあっせん及び要請に対して協力しなければならないことを規定しております。

第8条、乳児等支援支給認定証に記載された事項の確認では、利用の申込みを受けた後、最初に特定乳児等通園支援を提供する際に乳児等支援支給認定証に記載された事項を確認することを規定しております。

第9条、乳児等支援給付認定の申請に係る援助では、乳児等支援給付認定を受けていない保護者からの利用申込みがあった場合は、保護者の意思を踏まえて速やかに乳児等支援給付認定の申請を行うよう必要な援助をすることを規定しております。

第10条、心身の状況等の把握では、子ども及び保護者の心身の状況、子どもの養育環境など把握に努めなければならないことを規定しております。

第11条、特定教育・保育施設等との連携では、子どもに係る情報の提供等、特定教育・保育施設との密接な連携に努めなければならないことを規定しております。

第12条、特定乳児等通園支援の提供の記録では、提供した日時、時間、内容その他必要な事項を記録しなければならないことを規定しております。

第13条、特定乳児等通園支援に関する費用の額の受領では、特定乳児等通園支援に要

した費用の一部を保護者に代わって事業者が受領する法定代理受領や、日用品、食事の提供に要する費用など保護者が直接事業者へ支払い、受領することについて規定しております。

第14条、乳児等支援給付費の額に係る通知等では、特定乳児等通園支援に係る乳児等支援給付費を受けた場合は、保護者に対し乳児等支援給付費の額を通知しなければならないことを規定しております。

第15条、特定乳児等通園支援の取扱方針では、乳児等通園支援事業の特性に留意して、子ども及びその保護者の心身の状況等に応じて特定乳児等通園支援の提供を適切に行わなければならないことを規定しております。

第16条、特定乳児等通園支援に関する評価等では、提供する特定乳児等通園支援の質の評価、改善、公表を規定しております。

第17条、相談及び援助では、子ども及びその保護者からの相談に応じ、必要な助言、援助を行わなければならないことを規定しております。

第18条、緊急時等の対応では、子どもに体調の急変が生じた場合、速やかに保護者や医療機関へ連絡を行う等の必要な措置を講じなければならないことを規定しております。

第19条、乳児等支援給付認定保護者に関する市町村への通知では、保護者が偽り、その他不正な行為によって乳児等支援給付費を受けた、または受けようとしたときに市町村に通知しなければならないことを規定しております。

第20条、運営規程では、事業の運営について重要事項に関する規程を定めなければならないことを規定しております。

第21条、勤務体制の確保等では、適切な特定乳児等通園支援を提供することができるよう職員の勤務体制の確保や職員の資質の向上のための研修の機会を確保することを規定しております。

第22条、利用定員の遵守では、第4条の規定により定める1時間当たりの利用定員を超えて特定乳児等通園支援の提供を行ってはならないことを規定しております。

第23条、掲示等では、事業所の見やすい場所に運営規程の概要、職員の勤務体制などを掲示しなければならないことを規定しております。

第24条、乳児等支援給付認定子どもを平等に取り扱う原則では、子どもの国籍、信条、社会的身分または費用の額の支払いの状況によって差別的取扱いをしてはならないことを規定しております。

第25条、虐待等の禁止では、職員は子どもに対し心身に有害な影響を与える行為をしてはならないことを規定しております。

第26条、秘密保持等では、職員及び管理者は、正当な理由がなくその業務上知り得た子ども及びその家族の秘密を漏らしてはならないことを規定しております。

第27条、情報の提供等では、特定乳児等通園支援の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならないことを規定しております。

第28条、利益供与等の禁止では、事業者またはその職員に対し、子どもまたはその家族に対して事業者を紹介することの対償として金品その他の財産上の利益を供与してはならないことを規定しております。

第29条、苦情解決では、特定乳児等通園支援を利用する子どもまたは保護者、家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、窓口の設置、その他必要な措置を講じ、苦情を受け付けた場合の対応を規定しております。

第30条、地域との連携等では、運営に当たっては地域住民またはその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならないことを規定しております。

第31条、事故発生の防止及び発生時の対応では、事故の発生またはその再発を防止するため必要な措置を講じなければならないことを規定しております。

第32条、会計の区分では、特定乳児等通園支援事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならないことを規定しております。

第33条、記録の整備等では、事業所の職員、設備及び会計に関する諸記録や子どもに対する特定乳児等通園支援の提供に関する記録等を整備しなければならないことを規定しております。

第3章、雑則、第34条、電磁的記録等では、事業者は記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、書面等で行うものとされているものについて当該書面等に代えて電磁的記録により行うことができることを規定しております。

附則として、施行期日は令和8年4月1日でございます。

以上、説明とさせていただきます。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

○尾崎委員長 これより質疑に入ります。

南本委員。

○南本委員 説明ありがとうございました。

初め、1ページの第1章の第1条のところで、先ほどご説明では46条の第3項とおっしゃいましたが、これ2項って書いてますが2項でいいんですか。ただ単に言い間違いなんか。

○尾崎委員長 上田課長。

○上田こども課長 すみません、読み間違いでございます。失礼しました。

○尾崎委員長 畑委員。

○畑委員 今回の条例が、12月議会で既に制定された設備及び運営に関する基準っていうものに加えて今回は運営に関する基準というので、同じように運営という言葉が入っていて非常に分かりにくいんですけども、12月のものはどちらかというと事業者がどういうふうな準備をすべきかという話であって、今回のものは利用者がどういう形でその事業を使うことができるか、それに対する事業者がどういう整えをするかという内容になっているように理解しました。

前回別途のご説明では、12月の分は認可のための基準で、今回は確認のための基準とおっしゃいましたが、この確認というのはどういうことなのか、そしてそのタイミングとか抱負っていうのはどのようになされるのかについてお尋ねします。

○尾崎委員長 上田課長。

○上田こども課長 ただいまのご質問に対しましては、確認というのは今回のこの条例を上げさせていただきまして、のちに規則等を設ける予定でございます。今回、事業者に対して条例の内容につきまして全てを満たされてるかどうかというのを確認していく作業が市町村の業務でございます。全て満たされておりましたら確認通知ということで事業者のほうに通知をさせていただきまして、事業者につきましてはそれを基に事業がスタートできるというような状況でございます。

以上です。

○尾崎委員長 畑委員。

○畑委員 ありがとうございます。

ということは、例えばこの条例の7ページのところに運営規程と、こういうものを整えるというようなふうに書いてますけど、こういう内容について確認されるというふうに理解してよろしいのでしょうか。

○尾崎委員長 上田課長。

○上田こども課長 委員おっしゃってるとおり、第20条の運営規程につきましては1号から11号ありますが、その内容を確認させていただきまして、市町村が認めるという形になります。

以上です。

○尾崎委員長 畑委員。

○畑委員 ありがとうございます。

では、実際今度は条例の中身の形で質問をさせていただきたいと思うんですけど、まず定員という言葉、1枚物でまとめた物をいただいて、受け入れる子どもの年齢及び定員というのが書かれて、定員3名って書かれているんですが、これは条例の中には1時間当たりと1日当たりの定員を決定するっていう2項目の内容があったかと思います。第4条の初めの項では1時間当たりの利用定員ってなっておって、2のほうでは1月当たりの利用定員を定めるものとなっておりまして、この定員というのはどちらの意味の定員で使われているか教えてください。

○尾崎委員長 上田課長。

○上田こども課長 条例にうたわれてる利用定員、2通りございます。今回お示しさせていただきました定員3名というのは、1時間当たりの利用定員を指しております。定員を求めるのに当たりましては、現在の幼児の人数で保育所等に通っておられる人数等を勘案した形で利用定員を定めたものでございます。

以上です。

○尾崎委員長 畑委員。

○畑委員 ありがとうございます。

すみません、まだ何か結構いろいろ聞きたいところがありまして多くなりますが、次に、まず順番に条例の初めのところから聞いていきますと、第3条に、利用する子どもさんのそれ以外に関係する施設とか福祉サービス、そういうものとの密接な連携に努めなければいけない。あるいはもう一か所、第11条のほうにも子どもに関わる他の特定教育・保育施設等との密接な連携に努めなければならないという、事業を提供する園以外のところとの連携に努めなければいけないというふうに書かれているんですが、これはどういうところを村だったら想定されているのか。例えば、ひまわりを使ってるというようなこととか、あるいはちょっと障害ある方が児童発達支援センターを使ってるとか、そういうような意味なのか、もっと何か村としてどういう連携を想定されているかについて伺います。

○尾崎委員長 上田課長。

○上田こども課長 今委員おっしゃってるとおり、特定教育・保育施設というのは、認定こども園、げんきこども園のことを指しております。今回手を挙げていただいておりますげんきこども園でも誰でも通園制度を実施ということになりますので、そのところは連携を図れているのかなということで思っております。あと、今おっしゃってるように、本村が直営しておりますひまわり、もちろん連携のほうをさせていただきまして、あと通所施設マザーズさんとかその辺とも連携を図っていくというような形になります。

以上です。

○畑委員 ありがとうございます。

○尾崎委員長 畑委員。

○畑委員 じゃあ、引き続きお尋ねします。

第5条で面談ということが書かれています。ここでは、保護者から申込みがあったとき、子どもと保護者と面談して重要事項等を説明して文書を交付するというふうにありますけれども、この面談では、それはもういわゆる契約に関する手続だけになりますよね。ここでの面談って、もう少し相手の状況とかそういうものも含まれているというふう理解できるのか、その辺の面談のもう少し、どういう形で面談すればいいか、ただこれを示せばいいんですっていうふうに園側がなのか、それともそれにプラスアルファとしてどんなものが想定されているのかについてお尋ねします。

○尾崎委員長 上田課長。

○上田こども課長 この条例で規定しております面談につきましては、ここに書かれてる契約等のことももちろん含まれております。あと、お子さんの日常の心身の状況とか家庭状況等、その辺を事業者、村でいいますとげんきこども園さんのほうで面談していただきまして、情報を基に保育をしていくというような形でございます。

以上です。

○尾崎委員長 畑委員。

○畑委員 ありがとうございます。

多分、後のほうに相談とかいろいろ項目がありましたので、そういうことも含めて面談においては丁寧に行われるということですね。

あと、まだ引がかかってるところが第6条、正当な理由がなければ拒んではならない、利用申込みですね。この正当な理由っていうのはどういうことを想定されているのか聞きたいと思います。なぜかという、障がいを持っている親御さんが、この子こういう特徴あるんですけどお願いできないですかって言ったとき、うちは人員的に無理ですとか、そういう対応する能力がないですっていうのが正当な理由になるのか。例えばそういうふう断られる可能性があるんじゃないかって危惧してるんですけども、その辺のところを、正当な理由っていうのは何なのかということですね、これを教えていただきたいと思います。

○尾崎委員長 上田課長。

○上田こども課長 ここで書かれてる正当な理由というのは、特段村では想定してないんですが、委員おっしゃってる子どもさんが障がいをお持ちでどうしても専門的な保育が必

要やとか、施設が整備しなければ受け入れることができないとか、そういった場合につきましては、今後もちろん協議はしていくんですが、そういった部分は正当な理由には当たらないということで認識しておりますので、正当な理由には当てはまらない、協議はしていくという形になります。

以上です。

○尾崎委員長 畑委員。

○畑委員 ありがとうございます。安心しました。要するに、それについては協議していただけるということですね。だから、逆に正当な理由って何だろうってまだ疑問が残ったままなので、また教えていただけたらと思います。

あと、第7条のほうですけれども、村があっせんする、例えば面談した親子に対して、少しでもお母さんの休息のためにもこの事業を使ったらどうですかみたいな相談でなったときに、村が園に対してそういうことをつないでいくという意味でしょうか。

○尾崎委員長 上田課長。

○上田こども課長 もちろん今おっしゃってるとおりでございます、あっせんにつきましては、子どもさんの状況等を見てこういう誰でも通園制度も利用したほうがいいんじゃないかと、もちろん3歳以上になりましたら保育所の入所等も考えられるかなと思いますので、その辺の情報を、あっせんという言い方に書かせてもらってますが、そういうのを要請して事業者に求めるということでございます。

○尾崎委員長 畑委員。

○畑委員 あと何か所かに出てくるんですけれども、その次の第8条にも出てくるんですけれども、乳児等支援給付認定を受けるというのは、これは村に対して何かそういう届出をするとそういう認定証が発行されるということでしょうか。という、例えば保育園、学齢期前のお子さんとはみんなこういう認定を受けているというふうに考えていいのか、そこを教えてください。

○尾崎委員長 上田課長。

○上田こども課長 第8条でうたっております乳児等支援給付認定証につきましては、まず保護者の方から本村に利用の申込みをしていただきます。その後、子どもさんの状況等を把握させていただきまして、村が認定証というのを保護者に対して交付するものでございます。今使っておられます認定こども園につきましても同じような方法でございます。

以上です。

○尾崎委員長 畑委員。

○畑委員 ありがとうございます。

それから、次に第13条の費用を払うという件に関してお尋ねします。

もともとの法律は、国の給付制度だというご説明があったと思います。国のほうの制度を見てみると、国からは0歳児1時間当たり1,700円、単価ですね。1、2歳児1時間当たり1,400円、医療等ケアの加算が必要な子は同じく時間当たり2,400円というような国からの補助単価というようなものがあつたんですけれども、ここで書かれているのはそれ以外に徴収することができる額、プラスアルファとしてという額が記載されているのかと思うんですけれども、この利用料300円っていうのは利用者が直接園に払う分ですが、例えば0歳児1,700円の中に300円が含まれているのか、プラス300円になるのか、園側が受け取る額ですね、そこをお願いいたします。

○尾崎委員長 上田課長。

○上田こども課長 国が示しております公定価格っていうのが今委員のほうおっしゃっておられました0歳児1,700円ということで、1歳児、2歳児は1,400円ということでございますが、利用料一応これも国で標準を定めておりまして、施設のほうは300円徴収する予定でございます。それとは別に、市町村から給付費ということで1,700円もしくは1,400円、別で給付するということでございます。

以上です。

○尾崎委員長 畑委員。

○畑委員 ありがとうございます。

ということを今伺って、保護者は300円の負担があるということなんですけど、村はもともと保育料を0、1、2歳も保育園を使ったら無償化してますよね。あるいは、副食費というのを出してますけれども、誰でも通園制度で利用する保護者に対してそういう支援はないのかについてお尋ねします。

○尾崎委員長 上田課長。

○上田こども課長 無償化というところでございますが、今回この誰でも通園制度につきましては、幼児教育・保育の無償化というのを国でやっておりますが、現時点においては幼児教育・保育の無償化の対象とされていないというのが現状でございます。本村につきましては、利用料の負担は生じてるものでございますので、今後検討の余地はあるかなということだと思っております。

以上です。

○尾崎委員長 畑委員。

○畑委員 ありがとうございます。

ということで、国としては対象になってないとしても村としてはせつかく子育て支援が

充実してるっていうような看板を上げられると思いますので、ぜひとも検討していただきたいと思います。

それから、14条に、これも給付額に関する通知等というところで書かれているんですが、法定代理受領を行わないケースについて、保護者が負担しなければいけないというのは、法定代理受領、つまり国からの補助金を受け取れないケースがあるということなんでしょうか。利用をしたんだけど、300円は利用料を払うんだけど、国から支給される額が受け取れない場合は保護者から取ることができるというように何か読めるんですけども、これはどういうケースを想定されているのかをお尋ねします。

○尾崎委員長 上田課長。

○上田こども課長 最初ご説明させていただきました法定代理受領、これが基本となります。ここに書かれているケースにつきましては、村では想定はしておりません。このケースにつきましては、私も4月からスタートしますのでどういったケースが出てくるんかっていうのは。今後、もしケースが出てきましたらお示しさせていただきたいなということでは思っております。

すみません、以上でございます。

○尾崎委員長 畑委員。

○畑委員 ありがとうございます。

どういうケースなのか、ぜひとも引っかけかりましたので、通常はそういうことはないだろうというふうには理解できるんですけども、お願いいたします。

続きまして、16条、評価ということです。ここで自ら評価を行う16条、自己評価1、その2のほうは第三者評価、外部評価を受けるというふうに書かれています。自己評価に関しては義務になっているんですけども、評価の頻度と自己評価した結果っていうのは行政に提出する義務があるのかなのか、その辺についてお尋ねします。

○尾崎委員長 上田課長。

○上田こども課長 第1項につきましては、義務ということで事業者が自己評価をしていただく。第2項につきましては、外部の者によって評価を受ける。認定こども園さんにつきましては外部の審査委員がおられますので、その結果を市町村のほうに報告していただくということで考えております。

頻度につきましては、これからの協議ということをお願いいたします。

○尾崎委員長 畑委員。

○畑委員 ありがとうございます。

ということは、評価結果に関しては村に対して1番も2番もどちらも報告が上がるとい

うふうですね。分かりました。

それから、あとちょっとだけなんですけれども、第21条の3番、職員の体制とかの附属して、研修の機会を確保しなければならない。保育士さんたちのいろんなケースに対して、例えば障がいを持ってる子を今度受けるかもしれないからみんなで勉強しましょうとかそういう種類のものだと思うんですけれども、この研修の機会を確保しなければならないというその研修について何か規定があれば、こういう種類のものはやらなければいけないとか、こういう種類のものはできればやったほうがいいとか、そういう何か枠組みがあるのかどうかお尋ねします。

○尾崎委員長 上田課長。

○上田こども課長 ここで書かれております研修につきましては、現在国が示しております。この国が示しておる研修につきましては、市町村、我々も参考にしながら、今現時点では広域等で考えていこうかなということで考えております。

以上です。

○尾崎委員長 一旦、ほかの方がおいでになるか確認させていただきます。

ほかに何か質疑ありますか。

建石委員。

○建石委員 ご説明ありがとうございます。

最初に戻るかと思うんですけれども、12月議会と今回とで条例ということなんですけれども、これはいずれも基準とか運営についての話でありまして、これは質問というか確認になるんですけれども、この事業者は認可を受けて行うということになるんですが、その認可はまず申請から始まると思うんですけれども、申請からの流れっていうのは条例じゃなしに規則か何かで決められるものでしょうか。

○尾崎委員長 上田課長。

○上田こども課長 12月に定めました認可条例につきましては、その後、規則等設けまして規則で対応していくという形になります。

スケジュール的には、認可の申請をしていただきまして、認可通知ということで事業所さんに通知のほうをさせていただきます。その後、認可施設が実施することを前提ということで今回特定乳児等通園支援事業、これは今回上げさせていただいてる条例でございますが、これも規則等をつくらせていただいた上で規則に基づいて確認申請をしていただくという形になります。その後、確認した上で通知のほうを事業所さんにさせていただきます、そこから事業がスタートするという流れになります。

以上です。

○尾崎委員長 建石委員。

○建石委員 ありがとうございます。

そうしましたら、またその規則は今現在作成中ということによろしいのでしょうか。

○尾崎委員長 上田課長。

○上田こども課長 今回の条例の部分につきましては現在作成中でございまして、議決をもらい次第、規則のほうの決裁を取る予定でございます。

以上です。

○尾崎委員長 建石委員。

○建石委員 ありがとうございます。

別な話になるんですけども、ここの第1条、子ども・子育て支援法っていうのがあるんですが、私鈍臭いことでよう見つけなかったんですけども、54条の3っていうのを私調べてたんですけどよう見つけなかったんですけども、これは実際もちろんあるんでしょうけどもどういったことになるのか、概略で結構ですので、こういう委員会で質問するような内容じゃないと思うんですけども、できればお願いします。

○尾崎委員長 上田課長。

○上田こども課長 すいません。私のほうもこの54条の部分につきましては正式な子育て支援法の条例を、規則を持ってるわけではございませんので、またのちほどご説明のほうをさせていただけたらと思います。

○建石委員 よろしくをお願いします。

○尾崎委員長 ほかに質疑はありませんか。

田村委員。

○田村委員 どうもご説明ありがとうございました。

せんだっていただいた資料のほうで、こども誰でも通園制度の実施に向けてということで、このA4、1枚のペーパーをいただいているんですけど、そこで定員3人で、括弧の内訳が0歳児1人、1歳児1人、2歳児1人とありますが、例えばこれが双子で、0歳児が2人とか1歳児が2人っていうような場合は、これは受け入れられないってことになるのでしょうか。

○尾崎委員長 上田課長。

○上田こども課長 基本3人ということなので、今の事例でございまして受け入れられないという形になります。日程を調整をしていただいて、月曜日から金曜日まで利用できますので、日をずらして2人2人っていう形で利用していただくことが想定されます。

どちらも同じ日に見てもらいたい、曜日で見てもらいたいという可能性もありますが、

そこは園が調整をしていただいて、分けて3人以内で利用していただくということが前提でございます。

以上です。

○尾崎委員長 田村委員。

○田村委員 いや、あまり詳しくないんでお教えいただきたいんですけど、年齢区分というのは割と厳密に行われて、例えば1歳児、定員は3人埋まっているわけじゃないけれども同年齢の子どもさん2人っていうのは駄目ですよっていうのは結構厳密に決められているってことなんでしょうか。

○尾崎委員長 上田課長。

○上田こども課長 12月に議会で上げさせていただきました設備及び運営の基準の条例では、職員の基準というのを定めておりまして、0歳児は子どもさん3人につき保育士が1名、1歳児、2歳児につきましては子どもさん6人につき保育士1名ということで基準が設けられてます。そういった形で、どうしても基準どおりいかないとその基準をオーバーしてしまう形になりますので、そういうことで定員を定めているということでございます。

以上です。

○尾崎委員長 田村委員。

○田村委員 ありがとうございます。

昨今、結構双子も増えているというふうに聞いてますんで、2人以上のお子さんどちらか片方というよりは、2人一緒についていうふうに思いはるかなと思いますんで、今後善処する方向で考えていただければなというふうに思います。

以上です。

○尾崎委員長 ほかにありませんか。

井上委員。

○井上委員 大体質問されたんでほぼ分かったかなと思うんですけど、2ページかな、先ほども言われてましたけど、3項っていうんですか、最後のほうに児童福祉施設その他の保健医療サービスまたは福祉サービスを提供するものとの密接な連携っていうのがあるんですけど、基本このサービスっていうのは村内村外問わず使えるっていう前提でよかったんですか。それと、いろいろな施設があるんですけど、それに関しても村内村外大丈夫っていうことでよかったですか。

○尾崎委員長 上田課長。

○上田こども課長 ここで書かれている児童福祉施設その他の保健医療サービス、福祉サ

ービス等提供するもの、これは村外問わずということで、例えば近隣の富田林、河内長野の施設等との、子どもさんの状況を見ての判断ですが、連携を図っていくような形を取るというようなことをございます。

以上です。

○尾崎委員長 井上委員。

○井上委員 分かりました。ありがとうございます。

あと、先ほども聞いてたら出てたんですけど、病児っていうんですか、過ごすのに医療的介護みたいなのが必要な方の対応をされることもあるという認識をしたんですけど、これから協議して決めていかれるということなんですけど、実際そういうことになった場合、村として対応できるような施設なり準備なりってあるんでしょうか。

○尾崎委員長 上田課長。

○上田こども課長 現こども園の施設ではそういった施設が整備できてないという状況もございますので、もしそういう子どもさんの相談をされましたら、その際事業所と相談して部屋を設ける等、設備を設ける等協議を進めていかなければならないかなということでは考えております。職員につきましても、障がい児を見る職員さんの確保というのにも必要になりますので、併せて協議をしていかなければならないなということで考えております。

以上です。

○尾崎委員長 井上委員。

○井上委員 ありがとうございます。

あと、4ページかな、上のほう9条があるんですけど、認定を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は云々ってあるんですけど、速やかになってあるんですけどこういう認定っていうのは結構時間かかるもんなんですか。今やってないから分からないってことなんですけど、よろしくお願いします。

○尾崎委員長 上田課長。

○上田こども課長 今回の制度につきましては、保護者がすぐ利用したいというふうにはならないというのが現状です。まず、市町村に申請をしていただいて市町村が認定すると。その後、施設と面接をしていただいた上で、面接後に利用開始という形になりますので、どうしても遅くなっちゃうということがございますので、ここで速やかに申請してくださいというのを事業者さん側が市町村に伝えてもらうという話になります。

以上です。

○尾崎委員長 中野委員。

○中野委員 すいません、基本的なことの質問なんですが、定員っていうのは1時間当たりの人数というふうにお聞きしたんですが、申請をする側、保護者としては何件か申請を受け付けて資格を取るっていうことが先っていうことでいいんでしょうか。

○尾崎委員長 上田課長。

○上田こども課長 今委員おっしゃってるとおりでございます。

○尾崎委員長 中野委員。

○中野委員 そうしますと、例えばインフルエンザがはやった、何かの感染症がはやったときに、当面はこの人、この人、この人の1歳児、2歳児、3歳児を受け入れるようになってるんだけど、そういうことはあまりないんですけど、たくさんの人、3人のうちの2人ないし3人とも登園できなくなると、その場合は臨時的にどこかの、預けてくださいってお願いされた人は受け入れるっていうことは園任せになるんですか。

○尾崎委員長 上田課長。

○上田こども課長 園のほうで把握する形になります。おっしゃってるように、定員が空いておれば、そこに希望があれば利用していただくという形になります。

以上です。

○中野委員 ありがとうございます。

○尾崎委員長 ほかに。

畑委員。

○畑委員 先ほど支払いのところで聞き漏らしたことが一つありまして、まず村外の方も利用できるというお話は聞いております。村内の方しか認可を村はしてませんよね。そうすると、その場合、村外の方に関しては、例えば他市町村が申請のほう、国に対する給付金をいただく申請っていうのは他市町村になるのか、その辺の手続っていうのは園としてどういう形で行われるのかについてお尋ねします。

○尾崎委員長 上田課長。

○上田こども課長 他市の方が利用する場合は、他市の保護者の方が住んでおられる市町村に対して認定の申請をしていただく形になります。

例えばの話、富田林さんのほうが認定をされまして、利用するのはげんきこども園さんの誰でも通園を利用したいということであれば、申し込んでいただいて園が調整するという形になります。費用につきましては、げんきこども園さんにつきましては富田林市さんのほうに請求するっていう形になります。

以上です。

○尾崎委員長 畑委員。

○畑委員 ありがとうございます。

あと、先ほどから幾つかの質問であって、以前にも1回質問したことがあるんですが、例えば障がい児さんを受け入れるための加配が必要、例えば設備そういうニーズが多かった、設備の拡充も必要ってなったときに、この中ではプラスのところは全部園の負担でやるというような規定になってますけれども、村としてそういう状況に対して、以前は補助する予定はないというようなふうに聞いたんですけれども、そういう村独自にプラスアルファとしての補助は検討されるのでしょうか。

例えば、1名増やしますとか、双子さんがいて、どうしてもニーズが多いから双子さんの受け入れられるように、そうすると職員1人増やさないと、あるいは加配しないといけないと、そういうのに対しての村として協議して、そういう話になったときに村としての補助は検討されるかどうかについて伺います。

○尾崎委員長 上田課長。

○上田こども課長 村としての補助につきましては現時点では考えておりませんが、国のほうでは先ほど単価をいろいろと障害児加算とか医療的ケア児加算とかということで給付のほうを示してきておりますので、そういう対象者がおりましたら施設のほうには支給するという形になります。

以上です。

○尾崎委員長 畑委員。

○畑委員 ありがとうございます。

村独自も検討していただきたいなというふうに要望しておきます。

あとまた2点ほど聞きたいことがあるんですが、8ページの23条、ここで電子的な掲示でもいいって書かれてますけれども、電気通信回線を通して行う、言葉が非常に分かりにくいんですが、これはホームページ等に掲載すればいいということでしょうか。

○尾崎委員長 上田課長。

○上田こども課長 おっしゃってるとおり、ホームページとか最近でいうとインスタグラムとかXとか、そういったSNSということでございます。

以上です。

○尾崎委員長 畑委員。

○畑委員 もっと分かりやすく、一般の人が見ても分かりやすく、SNSって最近普通になってますからSNSで括弧してとか、そういうものもぜひ条例の中にも入れていってもいいんじゃないかと思います。

その後の電子記録でもオーケーみたいなのところも、物すごく文言が分かりにくい分かり

にくい、理解するのに大変なんです、一言でそういうふうなホームページであるとか例えばインスタで保護者に通知してもいいとか、何かそういうところを少し理解しやすくしていただけるとうれしいなというふうに思います。

あと、すみません。

○尾崎委員長 どうぞ、畑委員。

○畑委員 あと、虐待の通報はかなりいろいろ法律で規定されてるんですが、10ページの29条のところでの一番上のところ、苦情を受けた場合は記録すると。それから、そういうことに対して市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならないということは、これはどういうふうに読み取ればいいのかと考えてみると、苦情があったら村に報告するんだということなんでしょうか。あるいは、保護者から村に通告があったときに対応するということなのか。村の実施する事業というのは何を指しているのかを教えていただきたいと思います。

○尾崎委員長 上田課長。

○上田こども課長 村のほうでも苦情を受け付ける窓口がございますので、そちらということで指しております。

以上です。

○尾崎委員長 畑委員。

○畑委員 ありがとうございます。

つまり、村に苦情が入ったら、そのことに対して園のほうに村から連絡が行って確認しますよということですね。だから、園からそういう苦情があったとき、それを村に対して報告する義務はないということなののでしょうか。あるいは、村に報告を例えば努めることになるのか、その辺のところを教えてくださいませんか。

○尾崎委員長 上田課長。

○上田こども課長 苦情がございましたら、村のほうには報告していただくような形で指導のほうをしていきたいということで考えております。

以上です。

○尾崎委員長 畑委員。

○畑委員 ありがとうございます。

ということは、苦情とかその他いろいろ案件が起こった場合は、村のほうもそういうことに対して調査が入る、次の第30条も関連として、今の続きで30条の4項なんですけれども、村から調査が入りますよという内容として理解してよろしいでしょうか。

○尾崎委員長 上田課長。

○上田こども課長 そのとおりでございます。

○尾崎委員長 畑委員。

○畑委員 ありがとうございます。

以上です。

○尾崎委員長 ほかに質疑はありませんか。

田村委員。

○田村委員 なかなか複雑なので簡単に、保護者さんがこの制度があると聞いて利用しようと思われたときに、具体的にどういうフローで利用まで至るのかっていうのを、全体的な話を一度ご説明いただけたらと思います。よろしくお願いします。

○尾崎委員長 上田課長。

○上田こども課長 まず、保護者の方が誰でも通園を利用したいという場合は、まず市町村、千早赤阪村のほうに利用の申請をしていただく形になります。市町村がそれを確認させていただきまして、オーケーということであれば認定証のほうを交付させていただきます。保護者の方は、その認定証を受け取りましたら次に施設側のほうに面接をするような形の申請をしていただきます。施設側と連絡を取っていただきまして面接のほうを実施という形になります。その面接が終わりましたら、保護者の方は希望する曜日とか時間帯を施設側に予約していただくという形になります。予約を入れまして、その日になりましたら保護者の方が子どもさんをこども園さんのほうに連れて行きまして、保育のほうを見ていただくという流れになります。

以上です。

○尾崎委員長 田村委員。

○田村委員 ありがとうございます。

ということは、急遽預かっていただきたいというふうな事情が発生して、じゃあすぐ利用できるかっていったら全然すぐ利用はできないってことですよね。この場合、実際通園制度いついつというのを、まだ日が決まっても最初に取りあえず申請しといて、取りあえず認定証を受けておいて、取りあえず面談まで行っておいて、実際の予約はまた先の話っていうふうな形でしたほうが使いやすくなるんですか。

○尾崎委員長 上田課長。

○上田こども課長 委員のおっしゃるとおりでございます。

○尾崎委員長 田村委員。

○田村委員 分かりました。

こども誰でも通園制度だけれども、いつでもではないということだと思っんですよね。

なので、なかなかここら辺どこまで、誰でも行けるっていうたらいつでも行けるのかなと思いはると思うんで、こういうふうなフローが必要になってきますよ、だから利用される可能性がある方は事前にそういうふうな形をしていただいたほうがいいですよっていうところまで保護者さんに分かっていただけるような形の周知をしていただけたらなと思います。よろしくお願いいたします。

○尾崎委員長 ほかに質疑はありませんか。

畑委員。

○畑委員 終わりって言ったんですが今のお話を聞いてて、急なニーズで利用をしたいっていう方はいるのと、あと定員がいっぱいで受けられません、その日はっていうのもありますよね。そういう場合は何か予約待ち、先ほどの中野委員がおっしゃったように急遽その方が使わなくなって空気ができたから、じゃあ使っていただいていいですよみたいな、そういう何か予約みたいな仕組みっていうのもされる可能性っていうのはあるんでしょうか。

○尾崎委員長 上田課長。

○上田こども課長 園のほうに予約をしていただくというのが基本でございます。予約をしていただいて、たまたま空気があったら利用受入れして、施設側は受入れしていただけるんですが、枠がなければお断りするというような形でございます。

以上です。

○尾崎委員長 畑委員。

○畑委員 ありがとうございます。

そういうキャンセル待ちみたいな仕組みを導入することはないということでしょうか。それとも、そういうのも検討したらどうですかという、協議される可能性っていうのは少しでもあるんでしょうか。

○尾崎委員長 上田課長。

○上田こども課長 キャンセル待ち等々の話につきましても、まだそこまで園さんと協議ができてない状況でございます。一応、システムを使つての予約という形になりますので、保護者がどこの枠が空いてるんかつちゅうのは今見える化ができますので、そこで保護者の方が使いたい時間に利用で予約していただくという方法になります。

以上です。

○畑委員 ありがとうございます。

○尾崎委員長 中野委員。

○中野委員 基本的なことなんですが、1人の子どもさんが場所の違う保育園に関して何

か所か、例えばここが駄目だからここについていうような、そういった複数箇所の登録って
いうのはできるもんなんでしょうか。

○尾崎委員長 上田課長。

○上田こども課長 村の保護者の方で村で利用の認定が落ちましたら、この制度は全国的
に使えるという制度なので、本村であれば1園しかございませんが、お隣の河南町とか近
隣の施設を利用することは可能でございます。

以上です。

○尾崎委員長 ほかに質疑はありませんか。

建石委員。

○建石委員 ありがとうございます。

先ほどの予約の件なんですけども、スマホで予約できるということなんですけど、予約の
期限というんですか、何日前とかっていうのはあるんですか。

○尾崎委員長 上田課長。

○上田こども課長 すみません、期限等は把握はしておりませんが、一応本村では申請受
付を4月1日から受付をとということで現状考えておりまして、いついつまでにこの日を申
し込まなアカン、予約したいから1か月前までに申し込まなアカンとかという規定は現時
点では確認はできておりませんので、恐らくそこはまたお調べさせていただいて説明のほ
うをさせていただけたらと思います。

以上です。

○尾崎委員長 ほかにありませんか。

中野委員。

○中野委員 度々すいません。先ほどの1人の人が何か所もっていうのの申請をまず市町
村に出します。これが富田林であって富田林に出した場合、実は働いているところが河内
長野だったと。そうすると、市町村も変わるのでまずは自分のところで申請書を出して、
誰でも通園制度をやりたいんですと申請を出したら、各使いたい保育園の面談を受けるっ
ていうことになるんでしょうか。

○尾崎委員長 上田課長。

○上田こども課長 委員おっしゃってるとおり、それぞれの施設で面談を受けていただい
た上で保育が始まるということになります。

以上です。

○尾崎委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○尾崎委員長 質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○尾崎委員長 ないようですので、討論を終結します。

これより議案第3号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○尾崎委員長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

ここで休憩にします。

11時15分から再開します。

午前11時04分 休憩

午前11時15分 再開

○尾崎委員長 休憩前に引き続き再開します。

それでは、議案第4号千早赤阪村行政手続条例の改正についてを議題とします。

本案件についての説明を求めます。

菊井総務政策課長。

○菊井総務政策課長 それでは、議案第4号千早赤阪村行政手続条例の改正についてご説明いたします。

本議案は、デジタル技術を活用するための行政手続法の一部を改正されることに伴い、所要の改正をするものでございます。

次のページの新旧対照表をご覧ください。

右が改正前、左が改正後でございます。

右側の第15条第3項は、「不利益処分の名宛て人となるべき者の所在が判明しない場合においては、同条第1項に規定した通知を掲示場に掲示することによってその者に到達したものとみなす。」としているものを、左側の第15条第4項の6行目後半、「または公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置を取ることによって行うものとする。」とし、インターネットによる公表ができるための改正でございます。

次のページをご覧ください。

第16条、第22条及び第29条の改正は、第15条第4項が追加されたことによる所要の改正でございます。

なお、附則としまして、この条例は令和8年5月21日から施行するものでございます。

第2項は、経過措置を規定しております。

以上、説明とさせていただきます。

○尾崎委員長 これより質疑に入ります。

畑委員。

○畑委員 ご説明ありがとうございます。

今ご説明いただいたところの第4項なんですけれども、まず不特定多数の者が閲覧できる状態に置くとともにということで、これは多分インターネットにおける公表、例えば村のホームページに入ったら見れるということかなというふうに理解しているんですけれども、もう一つ、電子計算機の映像面に表示したものを閲覧する、要するに紙で貼るまたはっていう形で書いてあるんですけれども、これは例えば村の下のところで来た人がぱっと見たらそこで確認できるという、別にインターネットじゃなくても確認できるという意味なのか、もうインターネットが全てこれをカバーした内容なのか、そのところ。村としては、「または」ってありますのでもう紙の掲示はやめるとということと理解していいのかという、その辺のところを教えてください。

○尾崎委員長 菊井課長。

○菊井総務政策課長 まず、第15条第4項の前半の部分であります「行政庁の事務所の掲示板に掲示し」っていう部分につきましては、今現在、村役場のほうではこの庁舎を出た右側の掲示場に掲示していることでございます。これが不特定多数の者が閲覧できる場所ということで、屋外に設置しているということになっております。これは今までのことでございます。

新たに先ほど説明しました4項の6行目の後半、「または」っていうところが追加されて、ここについては電子計算機の映像面っていうのはインターネットによる、先ほど説明させてもらったと思うんですけれども、村としては今できるとしたらホームページとかそういったところなのかなって考えております。そういった形で改正ということになっております。

以上です。

○尾崎委員長 畑委員。

○畑委員 ということは、もう一回伺いますが、村としては今後はインターネットでの掲

示だけにするのか、もう紙での掲示はやめるのかというところなんですが、そこのお答えがなかったんでお願いいたします。

○尾崎委員長 菊井課長。

○菊井総務政策課長 今現在行ってます役場前の掲示場については、引き続きするつもりでございます。ネットを利用できない方もおられますので、今段階では紙の役場前の掲示場を今すぐやめるという考えは一切ありません。あくまでこれは、不利益処分に係る処分の手続の公表となっておりますので、そういう場合はまたそれぞれの執行機関の中で検討されるのかなと考えてます。

以上です。

○尾崎委員長 畑委員。

○畑委員 もう一点、この当該措置を開始した日から2週間経過したときに通知がその者に到達したとみなすということは、掲示を2週間で終了するという意味でしょうか、教えてください。

○尾崎委員長 菊井課長。

○菊井総務政策課長 終了するという言葉なんですけれども、2週間たてば到達したとみなすということになっておりますので、そこを必ず掲示場から外すとか、必ずインターネットから削除するとかまでの運用までは考えてないんですけれども、基本的には2週間たてば到達したとみなすということでご理解いただけたらと思います。

以上です。

○尾崎委員長 畑委員。

○畑委員 ありがとうございます。

ということは、それを外しても多分問題はないという理解ができるということですね。ありがとうございます。

○尾崎委員長 ほかに質疑はありませんか。

田村委員。

○田村委員 不利益処分を受けた場合の聴聞の通知の方法についてってことなんですけど、差し障りのない範囲で、具体的にどういうふうな事例がこれの適用になるのかというのを教えていただけたらなと思います。

○尾崎委員長 菊井課長。

○菊井総務政策課長 すいません、詳しく事例と言われますとあれなんですけども、不利益処分ですので、許可であつたりとか不許可にするとかそういうことですので、その具体的なっていろいろあるのかなとは思いますが、申し訳ないですけど具体

的なことは、すいません。

○尾崎委員長 池西部長。

○池西総務部長 不利益処分といいますのは、行政庁が権利を制限したり義務を課したりするというような内容になってます。例えば給付の停止であるとか、そういうことを命令とかすることに当たると思います。それが、本人に通知がいかない場合は役場前の公示版に掲示して、それが2週間たつと本人に届いたというような判断になるというふうなところなんです。それで、今回改正させていただいてるのは、それをインターネットでできると。ただ、インターネットについては、運用については今のところ考えてないというふうな内容になってございます。

○尾崎委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○尾崎委員長 質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○尾崎委員長 ないようですので、討論を終結します。

これより議案第4号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○尾崎委員長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第5号千早赤阪村附属機関に関する条例の改正についてを議題とします。

本案件についての説明を求めます。

菊井総務政策課長。

○菊井総務政策課長 それでは、議案第5号千早赤阪村附属機関に関する条例の改正についてご説明いたします。

本議案は、千早赤阪村総合計画及びまち・ひと・しごと創生総合戦略等に関する事項を一体的かつ総合的に審議するため、千早赤阪村むらづくり会議を設置するものでございます。

次のページの新旧対照表をご覧ください。

右が改正前、左が改正後でございます。

左側の改正後の第1条第1号の村長の附属機関の表のうち、千早赤阪村外部評価委員会の上に名称として千早赤阪村むらづくり会議、担任する事務としてむらづくり計画、人口ビジョン及び総合戦略の策定及び変更についての審議及び効果検証等に関することを追加するものでございます。

なお、附則としまして、第1項は、この条例は令和8年4月1日から施行するものでございます。第2項は、条例の廃止でございまして、新たにむらづくり会議を設置することにより千早赤阪村総合計画審議会条例及び千早赤阪村まち・ひと・しごと創生有識者設置条例を廃止するものでございます。

次に、第3項は、千早赤阪村報酬及び費用弁償条例のうち、別表1（第2条関係）中の総合計画審議会委員の項を削るものでございます。

以上でございます。

○尾崎委員長 これより質疑に入ります。

畑委員。

○畑委員 2つあった組織が1つになるというふうに取りまとはありますが、この会議、新しくできる千早赤阪村むらづくり会議が随分大きくなるような気がするんですが、その人数、委員の構成、人数とか専門性、そしてその下にワーキンググループとかをつくるのかどうか、あまり大きくなり過ぎてもなかなか議論が難しいっていうのは多分あると思うんですよね。その辺をどのように考えられた上で1つにされるのかについて教えていただきたいと思います。

○尾崎委員長 菊井課長。

○菊井総務政策課長 今現在想定しているむらづくりの組織の人数なんですけれども、今現在千早赤阪村総合計画審議会条例の組織に規定しております審議会の委員の人数は21人となってるんですけれども、このむらづくり会議の委員につきましては21人以内ということをご予定させていただいております。

以上です。

○尾崎委員長 畑委員。

○畑委員 ありがとうございます。

今質問したことには全部答えていただけなかったんですが、その人数が21人以内の会議とするということは、もう一つのまち・ひと・しごと創生有識者会議というのも一緒にするというお話でしたが、これは何かもともとメンバーがかぶってるってことなんですか。だから、そこでの専門性ということですよ。21名という形にするのが、この2つを1つにして21名ってすることでどういう部分の人を減らすのか、何のために1つにし

たのかもその効率性も含めて、どういう専門性の人が入るのかというところ、もう一回教えていただけますか。

○尾崎委員長 菊井課長。

○菊井総務政策課長 まず、この総合計画の中に、今現在令和4年に制定した総合計画と、またその後に総合戦略の計画等があるんですけども、これにつきましては、今現在総合計画の中に総合戦略を包含した形で作成しております。ですので、まず総合計画が一番中心となってるんですけども、そういった総合計画では全体的な村の村政のことを示しておりまして、総合戦略につきましてはそれぞれ人口ビジョンであつたりとか基本目標であつたりとか、そういった細かい数値目標とかを設置しておりますので、総合戦略と総合計画については重複するところもありますので、そういったところをむらづくりの会議のほうで統一して協議できたらと考えております。

以上です。

○尾崎委員長 畑委員。

○畑委員 専門性についてのお答えはなかったんですが、この21人のメンバーさんでそのもとに何かワーキンググループというものはつくられるんでしょうか。

○尾崎委員長 日谷部長。

○日谷地域活性化推進担当部長 すみません、先ほどの答弁の補足なんですけど、そもそも国において、平成20年頃ですけど、日本の人口がもう減っていくと、人口減少に転じていくと、今後この人口減少っていうのはすごく国を支える経済であつたりとか、支える上で非常に大きな問題であるというところで、国のほうもその人口減少対策と、それからあと東京一極集中っていうところも是正すべきではないかというようなところで、当時国のほうがまち・ひと・しごと創生総合戦略というビジョンをつくられました。これは、先ほど言いました人口対策の部分と地方創生、地方創生っていうのは地域の活性化、先ほど言いました東京一極集中ではなくて地方も元気にならないと日本の将来がないというようなところで、そういう総合戦略というのをつくられました。

当時、それに併せて地方も地方版の総合戦略というものをつくるべきというところで、村の場合は平成28年1月に千早赤阪村まち・ひと・しごと総合戦略という計画をつくっております。ただ、村の基本的な村づくりの計画としては千早赤阪村総合計画というものがそもそもありますんで、そこに加えて、今の社会情勢を踏まえた上で人口対策とか一極集中というところを是正するための方策として地方創生の総合戦略というのがつくられたと。ですので、一定村のそもそもの計画の総合計画と、一部そういう活性化という、地方を元気にするというところでいくと、一部重なってる部分といいますか、というところも

ございます。ただ、それを策定するに当たって、総合計画におきましては総合計画審議会というものを設けておりました。当然、そこには議員の方とか村の代表の方とかそういった方も加わっていただいて、村づくりの計画を総合計画としてつくっておりました。あわせて、先ほど言いましたまち・ひと・しごと創生というところで、まち・ひと・しごと創生有識者会議というものもまた別途つくったというところで、その総合戦略をつくってきたという経緯があります。

ただ、今回国のほうが昨年の6月に地方創生2.0基本構想というものをつくられました。これは、過去今まで地方創生に国としても取り組んできたところを振り返って、今後どうやっていくかというところを一つまとめられたものでございます。それを受けて、国も今年度中ですかね、国としての総合戦略をもう一度見直すというところで考えられております。それを受けて、今後都道府県そして各市町村がつくっている総合戦略においても、それに合わせた形で見直しを進めていくというところで進めていきたいと考えております。

ただ、これを進めるに当たって、今2つの組織がありますんで、先ほど申し上げましたように一部重なってる部分もございますんで、ここは効率的に進めていきたいという意味で1つにまとめたいということで今回条例の議案の提案をさせていただいたというところでございます。

先ほど言いましたご質問の今後どのように進めていくかというところにつきましては、今回ご議決いただきましたら、さらに組織の運営をどうしていくかというところの規則を定めていきたいと考えております。その中で、委員の人数であったりとかということも考えていきたいなと思っております。ワーキングをつくるとか云々につきましても、その中で検討していきたいなと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○尾崎委員長 畑委員。

○畑委員 ご説明ありがとうございます。

大分理解が深まりましたが、これから規則で定める、詳細はねというお話でしたので、ひとつ村民からの意見を広くくみ上げるための仕組み、これをぜひそういう仕掛けというのを含めていただきたいなというふうに要望します。

○尾崎委員長 日谷部長。

○日谷地域活性化推進担当部長 そういった住民代表といいますか、あるいは公募とかそういったところも想定もしております。まち・ひと・しごとってということなので、人っていうところの動きも必要というところでいきますと、国から言われてるのは産官学金労言という、いわゆる各分野からそういう専門性の知識を持った方をそういった委員会の中に

盛り込むとか、官は行政、学は学識、金は金融、労は労働関係、言はマスコミ、報道関係とか、そういったところの分野からそういう委員構成をするのが望ましいと、必ずそうするというのではなくて、できるだけそういうところに努めてくださいというようなところで国のほうからも来てますんで、そういったところも考慮しながら考えていきたいと思っています。

○尾崎委員長 南本委員。

○南本委員 過疎計画の後期計画あるじゃないですか。それをつくるに当たってこれを1つにまとめられて、この文言とかその中に総合計画の審議会とか千早赤阪村のまち・ひと・しごとの創生という文言とか出てきてはなかったのかな。これは、別に過疎計画に対しては全然文言的に問題はないんですか。

○尾崎委員長 日谷部長。

○日谷地域活性化推進担当部長 過疎計画につきましては別途計画になりますので、基本的には総合計画がありまして、人口減少対策であったりとか地方創生の部分ではこの総合戦略がまた並列でありまして、また併せておっしゃるように過疎地域に対する対策として計画があるというような構図になろうかと思います。全く関係ないことはないんですけども、計画そのものに対して何か影響を及ぼすということではないかなというふうに考えております。

以上です。

○尾崎委員長 南本委員。

○南本委員 影響はないと思うんですけど、私がお尋ねしたいのは、計画をつくる時にいろんな千早赤阪村のまち・ひと・しごととかそういう文言が出てきてるんであれば、これが施行されるのがもう今年4月1日からやから、その文章の変更はしなくてもいいのかなと思って、変更するようなことがあるのかなと思ったものですから。

○尾崎委員長 日谷部長。

○日谷地域活性化推進担当部長 今回の改正に伴ってその影響はないものと考えております。

以上です。

○尾崎委員長 ほかに質疑はありませんか。

建石委員。

○建石委員 ご答弁ありがとうございます。

これは、形式的な話になるかと思うんですけども、今回2つの審議会を廃してむらづくり会議をつくったということなんですが、これは今回村長の附属機関として千早赤阪村む

らづくり会議をつくったということで、前の廃した2つ、これは条例によってつくられた会議であったり審議会であったりということで、事情が違うということで、条例でつくったものであるからということで前の2つは附属機関に入らなかったという理解でいいんでしょうか。

○尾崎委員長 日谷部長。

○日谷地域活性化推進担当部長 先ほど申し上げました元の千早赤阪村総合計画審議会、それからもう一つ千早赤阪村まち・ひと・しごと創生有識者会議、この2つにつきましては単独の条例で設置をしておりました。当然、この2つの協議会もおっしゃるように村長の附属機関に属する機関ということで、それぞれの単独の条例で設置をしておりました。今回、附属機関に関する条例っていうのはほかにもいろいろ附属機関にそれぞれの委員会があるんですけれども、要は附属機関というのは地方自治法上は条例で定めなければならないってなっておりまして、それは単独の条例でもいいし、こういうふうに附属機関に関する機関の条例っていうことで1つにまとめた形で設置しても結局条例で設置すればいいことなので、それを今回この附属機関に関する条例の中に集約させていただいたということで、今回提案させていただいてるということでございます。

○尾崎委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○尾崎委員長 質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○尾崎委員長 ないようですので、討論を終結します。

これより議案第5号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○尾崎委員長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第6号一般職の職員の給与に関する条例及び千早赤阪村会計年度任用職員の報酬等及び費用弁償に関する条例の改正についてを議題とします。

本案件についての説明を求めます。

北浦秘書財政課長。

○北浦秘書財政課長 それでは、議案第6号一般職の職員の給与に関する条例及び千早赤阪村会計年度任用職員の報酬等及び費用弁償に関する条例の改正についてご説明いたします。

新旧対照表の1ページをご覧ください。

第1条は、一般職の職員の給与に関する条例の改正です。

第17条第2項は、これまで5キロメートル未満から5キロメートル刻みで60キロメートル以上までを上限として自動車等での通勤距離に応じた手当額を表で表していたものを、6万6,400円を超えない範囲内で規則で定める額に改正するものです。具体的な金額は規則で定めますが、国では100キロメートル以上の区分を6万6,400円としています。

2ページをご覧ください。

同条第3項から第6項は新たに設けた項です。

第3項は、駐車場の費用について5,000円の範囲内で規則で定める額を手当として支給するものです。対象職員は通勤のため自動車等を使用している職員で、駐車場を利用し、その料金を負担している職員となります。

第1号では、駐車場に係る通勤手当を月5,000円の範囲内で規則で定める額と規定しています。

第4項では、通勤手当の支給日は規則で定める日に支給することを規定しています。

3ページをご覧ください。

第5項は、離職等の事由が発生した場合、通勤手当を返納させることについて規定しています。

第6項では、通勤手当の支給の単位となる期間について、公共交通機関を利用する場合の通勤手当は6か月を超えない範囲内で1か月単位で規則で定めること、自動車等を利用する場合の通勤手当は1か月とすることを規定しています。

第2条は、千早赤阪村会計年度任用職員の報酬等及び費用弁償に関する条例の改正です。

第12条第2項では、通勤に係る費用弁償について一般職の職員の給与に関する条例の改正に対応するよう改正するものです。

附則として、この条例は令和8年4月1日から施行します。

以上、説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○尾崎委員長 これより質疑に入ります。

畑委員。

○畑委員　ご説明ありがとうございます。

一つ質問は、駐車場の条件なんですけれども、どういうケースが考えられるのか。例えば、自宅から駅まで通勤のために駅近くに車を止めて公共交通機関を使うというような場合も含まれているのか。だから、その駐車場っていうのは、例えば役場の近くへ来て役場の近くで有料のところに止めていってそれを指すのか、何かその辺のケースっていうのはどんなケースを想定されているのか教えていただけますでしょうか。

○尾崎委員長　北浦課長。

○北浦秘書財政課長　議員ご指摘の公共交通機関までの、例えば自転車で駐輪場を借りられるとかということも含まれるということになります。

以上です。

○尾崎委員長　畑委員。

○畑委員　ありがとうございます。

じゃあ駐輪場も含まれるということですね。例えば、バイクで行ったときとか自転車でそこまでいって1か月契約した、それも入りますよという意味ですね。

○尾崎委員長　北浦課長。

○北浦秘書財政課長　交通用具ということで、そういったバイク等も含まれるということになります。

以上です。

○尾崎委員長　畑委員。

○畑委員　ありがとうございます。

そうすると、今のお話でいくと基本的には自宅から最寄り駅までという形というふうに理解していいんでしょうか。

ここですと、例えば車で通勤されている方は、駐車場が何か所かあってそこに置かれますよね。そういうケースでは村の場合ほとんど有料駐車場に、村の所有する駐車場に皆さん止めておられて、そこでは有料に止められているケースはないというふうな形で理解されているのか、そのところそうでないケースもあり得るのかについてお尋ねします。

○尾崎委員長　北浦課長。

○北浦秘書財政課長　現状のご説明をさせていただきますと、マイカークラブということで職員で組織しまして民間駐車場を借りてるケースもございますし、個人的に民間駐車場と契約されてるケースもございます。そのいずれについても今回の駐車場に対する通勤手当の対象となるということになります。

以上です。

○尾崎委員長 南本委員。

○南本委員 これは、一般職と会計年度任用職員さんのことが書いてるんですけど、例えば再任用の方も同じ一般職の扱いなんですか。

○尾崎委員長 北浦課長。

○北浦秘書財政課長 手当の対象となります。

以上です。

○尾崎委員長 ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○尾崎委員長 質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○尾崎委員長 ないようですので、討論を終結します。

これより議案第6号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○尾崎委員長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第7号職員の旅費に関する条例の改正についてを議題とします。

本案件についての説明を求めます。

北浦秘書財政課長。

○北浦秘書財政課長 それでは、議案第7号職員の旅費に関する条例の改正についてご説明いたします。

新旧対照表の1ページをご覧ください。

第6条は、旅費の種類に包括宿泊費を追加するものです。

第16条は、宿泊手当について、1夜当たり2,400円を超えない範囲内で規則で定める額に改正するものです。

第17条第4項は、包括宿泊費について、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用であり、交通費と宿泊費の合計額である旨を規定しています。

附則として、この条例は公布の日から施行します。

以上、説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○尾崎委員長 これより質疑に入ります。

畑委員。

○畑委員 まず、包括宿泊費、結局交通費と宿泊費が含まれるわけですね。これをわざわざこの条例を改正してまで包括宿泊費とおく理由、要するに一括のものとしておく必要性、必然性っていうのはそれは何なのか教えていただけますか。

○尾崎委員長 北浦課長。

○北浦秘書財政課長 これまで、宿泊費いわゆるホテル代、それから電車賃等の交通費をそれぞれ払うケースが主であったんですけれども、いろんなケースの中でセットプランといますか、交通料金と宿泊費をまとめて販売されるケースがありまして、比較的経済的な場合も含まれますので、そういった部分を定義するということで今回の改正をさせていただいております。

以上です。

○尾崎委員長 畑委員。

○畑委員 ありがとうございます。そういうケースなんですね。想像できませんでした。

もう一点、第16条のほうで、1夜当たり2,400円を超えない範囲で、旧は1夜当たり2,400円とするということは、つまりこれは減額されるケースが想定されるということなんでしょうか、お願いします。

○尾崎委員長 北浦課長。

○北浦秘書財政課長 ご質問の16条の宿泊手当で、規則で定めるという部分になりますけれども、こちらで想定しておりますのが、国のほうでは同じく宿泊代に朝食代もしくは夕食代を含むようなケースがございまして、その場合、朝食のみもしくは夕食のみが含まれる場合は3分の2、それから両方含まれる場合が3分の1にするというふうな国の規定がございまして、それに準じて規則を定めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○尾崎委員長 畑委員。

○畑委員 ありがとうございます。

つまり、この1夜当たりっていうのは食事代にほぼ対応するものだと、国の考え方に沿ってそういう形で設定しますということでしょうか。

○尾崎委員長 北浦課長。

○北浦秘書財政課長 宿泊手当につきましては、今申し上げたように食事代も含めまして、例えば宿泊に伴う肉体的精神的な負担であったり、宿泊予約を行う手間というような分も含めまして手当と考えております。

以上です。

○尾崎委員長 畑委員。

○畑委員 すみません、もう一回、先ほどの説明ですと、昼食または夕食だったらその3分の2を国が充当すると、両方の場合は3分の1というふうにありますけど、結構プランではホテル予約したりするとき食事込みとかという場合がありますけど、そういうときは素泊まりの金額に対して宿泊費として支払われて、食事に関しては別枠で考えないといけないというふうになるのでしょうか。

○尾崎委員長 北浦課長。

○北浦秘書財政課長 宿泊費は、おっしゃるようにあくまでホテル代といいますか、泊まる代金という形になります。それ以外の一定額の上限での金額と上限の中での実費となります。食費については、今回のこの宿泊手当の一部になるという形で考えております。

以上です。

○尾崎委員長 ほかに質疑はありませんか。

田村委員。

○田村委員 包括宿泊費というのが、移動とその宿泊の料金というのをなかなか分けられないってことだというふうに理解してるんですけど、それがあまり僕はそういう事例を知りませんで、移動と宿泊の金額もセットになってるっていうのは。それこそツアーとかこういうのかなと思うんですけど、でもそんなツアーとかはあまりないでしょうし、具体的にどういった企業がこれを提供するようなものになるんですか。

○尾崎委員長 北浦課長。

○北浦秘書財政課長 いわゆる旅行会社とか、そういうところで販売されている商品を想定しております。

以上です。

○尾崎委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○尾崎委員長 質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○尾崎委員長 ないようですので、討論を終結します。

これより議案第7号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○尾崎委員長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第8号千早赤阪村役場内簡易郵便局郵便切手等購入基金条例の改正についてを議題とします。

本案件について説明を求めます。

倉会計管理者兼税務課長。

○倉会計管理者兼税務課長 議案第8号千早赤阪村役場内簡易郵便局郵便切手等購入基金条例の改正についてご説明いたします。

これまで基金の額は60万円以内としており、この金額の範囲内で切手やはがきなどの在庫を取りそろえてきましたが、令和6年10月1日に郵便料金などが改定され、60万円以内で切手やはがきなどの在庫を十分に取りそろえることが難しい状況となっております。千早赤阪村役場内簡易郵便局に来局される方の購入の希望に確実に対応できるようにするため、第2条の基金の額を60万円以内から65万円以内に改め、5万円増額するものです。

簡単ではございますが、条例の一部改正のご説明とさせていただきます。

以上、よろしくお願いいたします。

○尾崎委員長 これより質疑に入ります。

田村委員。

○田村委員 どうもご説明ありがとうございます。

65万円に増額するということなんですけど、これは在庫っていうのが何円切手は幾つとかっていうふうにある程度数っていうのが決まっていて、その数っていうのがもう60万円では収まらなくなって、65万円なら収まるってことでこの改定になったということでしょうか。

○尾崎委員長 倉課長。

○倉会計管理者兼税務課長 郵便事業で使うものといえば、例えば切手やはがき、収入印紙、レターパック、その他たくさんありますけれども、その範囲で60万円在庫をそろえておりますので、先ほど申し上げましたはがきや切手の郵便料金が上がりましたので、60万円ですとその分在庫がかなり減ってしまうと、特に12月ですと年賀はがきを別途用意する必要があるまして、それも無地であったりとかインクジェット対応とかというものをかなりたくさん取りそろえる必要がありますので、そうなりますとほかの在庫がかなり

少なく、来局者の方がこの切手を買いたいってときに枚数が足りなくなったりだとかということで在庫がかなり少ない状況ですので、基金の増額が必要というふうに判断するところでございます。

○尾崎委員長 田村委員。

○田村委員 分かりました。

規則的なことというよりは、実際に実用面で取りそろえられないということですね。了解いたしました。

○尾崎委員長 畑委員。

○畑委員 理解が多分できてないと思うんですけども、教えていただきたいんですが、これは基金っていう名前になってますけれども、これは郵便局が持っておく、物として在庫として持っておく切手やはがきやそういう物に使われるということなんでしょうか。

先ほどだと、そこに購入に来られる方がいるという話で、最初私は誤解して、村がいろんな郵便物を出すときに使うための基金かなと思ってしまったんですが、そうではなくて、郵便局がそういう在庫を置いておくために必要な額を基金として提供するということでしょうか、お願いします。

○尾崎委員長 倉課長。

○倉会計管理者兼税務課長 おっしゃるとおりです。60万円の範囲で郵便局に来局されたお客様が切手や郵便局の在庫があります収入印紙などを購入されますので、その60万円でいろんな在庫を取りそろえて、郵便局のほうで住民の方など来局をされる方に販売するための在庫のための資金となっております。

以上でございます。

○尾崎委員長 畑委員。

○畑委員 ということは、先ほど私が言った村で使うというのは別ですよという、それは関係ないですよってことですね。分かりました。ありがとうございます。

○尾崎委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○尾崎委員長 質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○尾崎委員長 ないようですので、討論を終結します。

これより議案第8号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○尾崎委員長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

ここで休憩とします。

開催は13時10分から再開します。

午後0時04分 休憩

午後1時10分 再開

○尾崎委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、議案第9号千早赤阪村国民健康保険条例の改正についてを議題とします。

本案件についての説明を求めます。

酒見住民課長。

○酒見住民課長 それでは、議案第9号千早赤阪村国民健康保険条例の改正についてご説明いたします。

本議案は、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の施行に伴い、令和8年度から新たに子ども・子育て支援納付金の徴収が開始されるため、国民健康保険料の算定について改正するものでございます。

それでは、新旧対照表1ページをご覧ください。

第11条の2（保険料の賦課額）については、改正前の規定では基礎賦課額の医療分と介護分と後期分の合算額を保険料の賦課額とすると定めていたものを、今回子ども・子育て支援納付金賦課額を含めた合算額を保険料の賦課額とするものでございます。

第11条の3（基礎賦課総額）については、第11条の2と同様に子ども・子育て支援納付金について追記するものでございます。

3ページをご覧ください。

第15条の6の2（後期高齢者支援金等賦課総額）、第15条の6の6（後期高齢者支援金等賦課額の保険料率）、第15条の7（介護納付金賦課総額）については、国からの通知どおり文言を統一するものでございます。

4ページ、5ページをご覧ください。

第15条の13から第15条の17でございますが、子ども・子育て支援納付金に係る賦課額の算定方法について規定しております。

第15条の13（子ども・子育て支援納付金賦課総額）については、子ども・子育て支

援金として徴収した保険料は子ども・子育て支援金の経費に限り充てることができることを定めております。

第15条の14（子ども・子育て支援納付金賦課額）については、所得割、均等割で徴収することを定めております。18歳未満の均等割につきましては、18歳以上の人の均等割に上乗せされます。また、1円未満の端数は切捨てをするものでございます。

第15条の15（子ども・子育て支援納付金賦課額の所得割額の算定）については、前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に所得割の保険料率を乗じて算定することを規定しております。

第15条の16（子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率）については、大阪府が算定した市町村標準保険料率を用いて算定するものでございます。

第15条の17（子ども・子育て支援納付金賦課限度額）については、子ども・子育て支援納付金賦課限度額について定めるもので、令和8年度は3万円となります。

6ページ、7ページをご覧ください。

第18条（賦課期日以後において納付義務の発生、消滅または被保険者数の異動等があった場合）については、年度途中で資格の取得または喪失した場合の保険料の算定について定めております。現行では医療、後期、介護の保険料ですが、そこに子ども・子育て分を追加するという改正になっております。

第22条（低所得者の保険料の減額）については、第1項第1号では子ども・子育て分について追記するものでございます。

9ページをご覧ください。

第2号及び10ページの第3号については、国民健康保険法施行令第29条の7の改正により項ずれが生じるため改正するものでございます。

第4項については、子ども・子育て分の7割、5割、2割軽減について定めるものでございます。

13ページをご覧ください。

第22条の2（特例対象被保険者等の特例）については、会社都合等により退職した被保険者の医療分、後期分、介護分、子ども・子育て分の算定において、給与所得を100分の30に相当する金額を用いるものでございます。

第22条の3（未就学児の被保険者均等割額の減額）については、第1項及び14ページの第4項は、第3項の子ども・子育て分についての読替えについて制定することにより項ずれが生じるため改正するものでございます。

14ページをご覧ください。

第5項については、後期分についての読替えについて整備するものでございます。

第6項については、子ども・子育て分の7割、5割、2割軽減についての読替えについて制定するものでございます。

第22条の4（出産被保険者の保険料の減額）については、第1項は国民健康保険法施行令及び国民健康保険法施行規則の改正により項ずれが生じるため改正するものでございます。

15ページをご覧ください。

第4項については、子ども・子育て分の減額についての読替えについて制定するものでございます。

第5項から第7項については、第4項を制定したことにより項ずれが生じるための改正でございます。

16ページをご覧ください。

第8項については、子ども・子育て分の7割、5割、2割軽減についての読替えについて制定するものでございます。

第22条の5（18歳に達する以後の最初の3月31日以前である被保険者の被保険者均等割額の減額）については、子ども・子育て分の被保険者均等割額は18歳未満被保険者から徴収しないように制定するものでございます。

17ページをご覧ください。

附則として、第1項、施行期日、この条例は令和8年4月1日から施行いたします。

第2項では、経過措置として、改正後の千早赤阪村国民健康保険条例の規定は令和8年度以後の年度分の保険料について適用し、令和7年度以前の年度分の保険料についてはなお従前の例によるものでございます。

第3項は、医療分、後期分、介護分は大阪府から通知があった日において施行されていた国民健康保険法施行令の限度額としますが、令和8年度の子ども・子育て分は初年度であり、大阪府からの通知があった日において国民健康保険法施行令が施行されておきませんので、そのため令和8年度については通知日を参照せず、国民健康保険法施行令第29条の7第5項第10号に掲げる額（3万円）を直接参照するという読替えを設けることで限度額を明確にするものでございます。

以上、説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○尾崎委員長 これより質疑に入ります。

田村委員。

○田村委員 どうもご説明ありがとうございました。

なかなかイメージが湧かないので、モデルケースを用いてどれぐらいの負担が想定されるのかご説明いただけたらと思います。

○尾崎委員長 酒見課長。

○酒見住民課長 モデルケースを用いてということでございますので、例えば100万円今収入があった方、100万円の所得があった方に対しまして、所得割といたしまして、ややこしいんですけど、医療分と後期分と介護分、今現状は3つの保険料区分から徴収しております。それぞれ大阪府が定める率、先ほど申し上げた率というのがございまして、その率が令和8年度で申し上げますと医療分が所得割9.5%という率が示されております。後期分は3.06%です。介護分が2.60%となっております。細かな数字になってしまいますので、今回子ども・子育て分というのが新たに追加される分については0.28%ということが示されております。つまり、100万円であれば2,800円年間増額されますよというような、控除とか除いておりませんけども、簡単にいったらそういうような形でございます。

簡単ですけど、よろしいですか。

○尾崎委員長 畑委員。

○畑委員 説明、条例の中身に関してはもう非常にややこし過ぎて全然読み込めていないんですけども、基本的に国民健康保険料は高過ぎるというのが住民さんからもう共通してきている意見なんです。今のでもちょっと見てたら、何かこの子育て分だけでも例えば国保だったら600円ぐらいはアップするだろうと、その子ども分だけ取った場合ですね。ただでも、今の大阪府の国保料っていうのはもう全国一で、さらにまた来年度上がるという話なんですけれども、まず来年度の国保料はモデルケースでいいんですが、幾らにどれぐらい上がるというふうに試算されているのかまずそれを教えていただいていた方がいいですか。

○尾崎委員長 酒見課長。

○酒見住民課長 昨年度、7年度当初予算では、村の予算上、国民健康保険料1人当たり14万3,261円という試算で予算計上しておりました。また、今年度、8年度当初予算で、また後ほど審査される分で1人当たり15万2,054円ということで、その差額が8,793円増額予定という形で村の保険料としましては上がります。8,793円のうち、今回の子ども・子育て支援分に対する割合が2,944円分やという形になります。2,944円ですので、245円月上がるという子ども・子育て支援分ではなってます。

国のほうでは一応250円相当上がるという、医療保険料から徴収させてもらうんです

けど、後期高齢者医療や被保険者保険とかいろんなあらゆる保険料から徴収するんですけど、8年度については平均月250円ぐらいと言われてるんですけども、大阪府は国民健康保険料統一になりましたので、村の場合は245円という予算で計上させていただいております。

以上です。

○尾崎委員長 畑委員。

○畑委員 具体的な数字を上げていただいてありがとうございます。

いずれにしても、去年より1万円はアップしてしまうと。大阪府と共通にした段階でも結構1万円以上保険料が上がっていると思うんですけども、こういう高過ぎる国民健康保険料はもう仕組みからしてかなり問題があるという、いろいろ指摘はされていると思うんですけども、こういう内容に対して、自治体からもっと住民の負担が大きいんだという意味でこういう国民健康保険の、そう決まってしまったからそのとおりだというふうにするのではなくて、もう少しその辺に対する抗議の声とか反対の声というのはなかったんでしょうか。また、村としては上げられていなかったんでしょうか。

○尾崎委員長 酒見課長。

○酒見住民課長 住民様のほうから住民課、国民健康保険の窓口のほうには直接そういった保険料が高いというのは今回に関してはございません。ただ、委員おっしゃるように、過去大阪府が保険料統一になったときには、村は独自で国民健康保険の基金を投入して減額をしておりましたので、そこから比べますと府統一になったときはかなり上がりました。そのときはかなりの問合せ等はいただきましたが、現状はそういったお声は聞いてません。

○尾崎委員長 畑委員。

○畑委員 今私がお聞きしたのは、住民さんは、でも村の窓口には直接言われなくても私たちは聞いてますので、そういうお声が多いということをまずお伝えしておきますが、村として、自治体として国に対して、あるいは大阪府に対してこういう形で子ども・子育て支援のためにお金が要るのは分かりますけれども、それを医療保険に上乗せしていくという考え方に対して、特に国保は非常に負担が高いですので、今説明があったように医療分では所得割、均等割、平等割ですね、介護分、後期分と子ども分もあるんですね。そういう仕組みになってるわけですから、すごく負担が大きくなるんですけども、その辺の仕組みも含めて、村としてそういう在り方に対して何らかの物を申しただけかどうかということなんですけれども。

○尾崎委員長 酒見課長。

○酒見住民課長 昨年度、この保険料率につきまして、たまたま千早赤阪村ワーキンググループというか検討委員の委員、私はそのメンバーにも入っております。そのような中で、どういったように取り組んでいくかという議論がされました。その中で、ただこれは子ども未来戦略という中の一環で、もう既に制度的に医療保険料から徴収するというのが先に決まっておる制度というのもございますので、いかに保険料率を下げるかという議論はもちろんさせていただきまして、大阪府の基金や、あらゆる値下げっていうか保険料を下げるための今回も努力はさせていただいてます。また、私ども市町村につきましても、できる限り料率を下げるように府に対して申出はさせていただいてるところでございます。

○尾崎委員長 ほかに質疑はありませんか。

田村委員。

○田村委員 よく指摘されるところではあるんですけども、今回のこの改正、国民健康保険で子育て支援を行うという、その大義名分というのはどんなふうになってるんですか。

○尾崎委員長 酒見課長。

○酒見住民課長 あくまで子ども・子育て支援基金の使い道は子ども・子育ての施策等に限って使いますので、ごめんなさい、質問の趣旨をもう一度お願いします。ごめんなさい。

○尾崎委員長 田村委員。

○田村委員 じゃあ、改めてこの国民健康保険で、通常国民健康保険っていうのは何かの疾病とかそういうときがあったときに加入者がっていうことやと思うんですけども、その話から子ども・子育て支援っていうのはちょっと外れるんじゃないの。それこそそれは例えば税金でとかっていうふうに結構言われるところがあると思うんですけど、それをこの国民健康保険で上乗せする形で子ども・子育て支援を行うと、その理由、根拠っていうのはどのあたりにあるのかなと思ってご質問させていただきました。

○尾崎委員長 酒見課長。

○酒見住民課長 失礼しました。税金ではなくてなぜ保険料から徴収するのかという趣旨だと思います。

今回、子ども・子育て支援につきましては、社会保険制度の一環だということで、社会全体で支えていこうという考え方から、年金や医療と同じ社会保障の制度の一環ですので、医療保険から先ほど申した医療分と後期分と介護分と既に徴収しておる中で、介護分についても既に各種の保険料から徴収しております。同じような形で、今回小さな子ども

も将来その人たちが国の担い手になっていくということを踏まえて徴収していく。広く徴収できるのがたまたま今現状取ってる保険料が既に大方の住民さんから取ってるということ踏まえて、税ではなくて、非課税世帯取らないとかではなくて、一律に保険料から低所得者であっても7割軽減、5割軽減しながらも広く取るということから保険料から取るとさせていただいてると理解しております。

○尾崎委員長 田村委員。

○田村委員 どうもありがとうございます。

なかなかご説明しにくい質問だったかなと思うんですけども、なかなか比較的新しく税として徴収するとなると結構反対の声も大きいけれども、社会保険と一環ということだとそこまで表立たないというんですか、っていうようなところで設けられたんじゃないかとかそういうふうなお声っていうのも聞きますんで、それでご質問させていただいたところではあるんです。

一つ少子化対策という意味を込めてというところなのかなとも思うんですけども、ただ実際のところ子ども・子育て支援と出生率の相関とかどこまであるのかなとも思ったりもしますし、またいろいろと行政のほうでもどうあるべきかっていうのを考えていただけたらと思います。よろしくお願いいたします。

○尾崎委員長 田村委員、今のは要望ですか。

○田村委員 はい。

○尾崎委員長 畑委員。

○畑委員 田村議長がおっしゃった内容なんですけれども、今国民健康保険から、特に国保っていうのを考えたときに、加入世帯主が4割が年金生活者って言われてます。あと、フリーランスの人は非常に多い。つまり、所得の低い層が非常に多いんです、国民健康保険加入者というのは。その中で、かつ企業でしたら企業が半分持ってくれるというメリットがあるんですが、そういうのもない中で非常に倍近い負担があると言われている、そういう層にも影響するような医療保険にそれを乗せていくっていうこと自身が根本的に考え方として平等ではない、逆に言えば、もっと言えば、取りやすいところから取ってるだけっていうふうに考えざるを得ないというふうに思ってしまうんです。そういう意味では、今回は条例改正ということなのかもしれませんが、その辺について国民健康保険に加入されている方の負担の大きさに関しては、村としてはどのようにお考えなのかお答え願います。

○尾崎委員長 酒見課長。

○酒見住民課長 今委員おっしゃるように、あくまで年間今回2,944円、月にして2

45円国民に負担が増えるということは間違いございません。その辺については、非常に重く受け止めているといたしますか、ご理解いただく方向で今後広報なり周知に努めてまいりたいと思います。

○尾崎委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○尾崎委員長 質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○尾崎委員長 ないようですので、討論を終結します。

これより議案第9号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議あり」の声あり)

○尾崎委員長 異議なしと認めます。すみません、異議ありがとうございますので、起立によって採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(賛成5名 反対1名)

○尾崎委員長 起立多数です。よって、本案は本会議において原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第10号千早赤阪村介護保険条例の改正についてを議題とします。

本案件について説明を求めます。

山谷福祉課長。

○山谷福祉課長 それでは、議案第10号千早赤阪村介護保険条例の改正についてご説明いたします。

本議案は、令和7年度の税制改正における個人住民税に係る給与所得控除の最低保障額の引上げにより、介護保険料の算定において一部の被保険者の標準段階の変動が生じ、第9期介護保険事業計画中の保険者の想定しない保険料収入不足を防ぐ観点から介護保険法施行令が改正されたことに伴い、令和8年度の保険料率算定において従前と同様に算定を行うよう千早赤阪村介護保険条例の一部を改正するものでございます。

それでは、新旧対照表に沿ってご説明いたします。

1ページをご覧ください。

附則の第10条として、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている人の令和8年度の保険料率の算定に関する所得の額の算定方法の特例を追加します。

第1項に、第1号被保険者のうち令和8年1月1日と令和8年4月1日に村に住所を有し、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれており、給与等の収入金額が55万1,000円以上65万1,000円未満の者の給与所得金額の算定方法を規定するものがございます。

2ページをご覧ください。

10行目の第2項です。第2項は、給与等の収入金額が65万1,000円以上161万9,000円未満の者の給与所得金額の算定方法を規定するものがございます。

3ページをご覧ください。

3行目の第3項です。第3項は、給与等の収入金額が161万9,000円以上190万円未満の者の給与所得金額の算定方法を規定するものがございます。

4ページをご覧ください。

附則の第11条として、第1号被保険者の属する世帯の世帯主、全ての世帯員及び第1号被保険者の状況に応じて令和8年度の保険料率の算定に関する基準の特例を追加します。

第1項は、被保険者の属する世帯の世帯主、全ての世帯員について次に規定します第1号に該当し、かつ第2号または第3号に該当する者があるときは、当該該当する者は令和8年度の地方税法の規定による市町村民税は課されている者とみなす規定でございます。

第1号は、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれており、令和8年1月1日と令和8年4月1日に村に住所を有していることを規定するものがございます。

第2号は、令和7年の合計所得金額が135万円以下であり、障害者、未成年者、寡婦または独り親に該当し、令和8年度の地方税法の規定による市町村民税が課されていない者について、給与所得控除の最低保障額引上げにより地方税法の規定による市町村民税が課されていない者となったものを規定するものがございます。

5ページをご覧ください。

第3号は、生活保護受給者、障害者、未成年者、寡婦または独り親に該当せず、令和8年度の地方税法の規定による市町村民税が課されていない者であり、給与等収入金額55万1,000円以上190万円未満の者について給与所得控除の最低保障引上げにより地方税法の規定による市町村民税が課されていない者となったものを規定するものがございます。

第2項は、第1号被保険者について、第1項第1号に該当し、第1項第2号または第1

項第3号に該当するときは、当該第1号被保険者の令和8年度の地方税法の規定による市町村民税を課されている者とみなすと規定するものでございます。

6ページをご覧ください。

附則の第12条として、令和8年度の保険料の減免の特例を追加いたします。

第1項は、令和8年度に限り、令和7年度の地方税法の規定による市町村民税が課されていない者であった第1号被保険者またはその属する世帯の世帯主、全ての世帯員について、附則第11条の規定により令和8年度の地方税法の規定による市町村民税を課されているとみなされた場合は、当該世帯の第1号被保険者の保険料を減額することができるものを規定するものでございます。

第2項は、減免を行うときは申請書を提出しなければなりません、第1項により保険料を減免する場合は申請によらずに行うことができると規定するものでございます。

附則といたしまして、この条例は令和8年4月1日から施行いたします。

以上、説明いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○尾崎委員長 これより質疑に入ります。

畑委員。

○畑委員 説明ありがとうございます。

今回のこの条例の変更の趣旨は分かるんですけども、条例の内容が全然理解が実はできません。別紙で改正についてっていうのでまとめたものも用意していただいているんですけども、今回の例えば課税範囲に改正前課税対象になった人が、給与所得の分が最低課税基準が引き上げられたことによって非課税対象となったとしても、従前の課税のままの介護保険のランクに入りますよという趣旨だというふうに理解しているんですけども、これはもともと介護保険の段階で15段階ありますよね。そのうちの例えば世帯非課税、それから本人非課税という5段階までの人が対象となるというようなふうに理解してよろしいのでしょうか。

○尾崎委員長 山谷課長。

○山谷福祉課長 委員おっしゃるとおり、第4段階、第5段階、住民税本人非課税、住民税世帯非課税の方が該当にはなるのかなと考えておりますが、第6段階の方は住民税課税ですけれども、この給与所得控除の金額が変更することによって非課税になれる方もいらっしゃると思いますので、第6段階の方も一部対象になると考えております。

以上です。

○尾崎委員長 畑委員。

○畑委員 ありがとうございます。

本当は説明のとき、私自分で家にあった段階のやつを持ってきたんですけど、これを添えていただけるほうがより理解しやすかったかなというのは実は要望として出しておきます。だから、本当にこの条例、こんな読みにくい条例を誰が読むんでしょうか。もうちょっと理解しやすく修正できないんでしょうか、お尋ねします。

○尾崎委員長 山谷課長。

○山谷福祉課長 この条例改正、なかなか読みにくいというのは私のほうも十分理解のほうをさせていただいております。国のほうでこの介護保険条例につきましては参考条例ということで出しておられまして、村のほうの条例もその参考条例を参考にしまして改正のほうをさせていただいております。全国市町村、どの市町村も国の参考条例に基づいて条例改正のほうをさせていただいておりますので、今回読みにくいんですけどもこのような形になります。

以上です。

○尾崎委員長 畑委員。

○畑委員 条例は村がつくるものです、村が責任持つて。国がこうやってきたからそのとおりやりましたじゃなくって、住民さんが見てみてこうなんだって理解できるような、専門家しか分からない、例えば1ページの見ると、もう括弧括弧括弧括弧括弧も幾つかあってどこまでが括弧で読まなくていい場所、あるいはここに第何条第何条第何条と書かれてて、一体それがどこにあるの、正直言ってほかの条例もそういう場合が多いですけど、特にこれは激しいと思いますので、もう少し読みやすさを。だから、これは切り分けてどこかに書くとか、工夫次第で十分にもう少し読みやすいものをつくれるんじゃないかと思うんです。これは、村の責任でつくっていいわけですよ。そういう意味では要望させていただきます。

○尾崎委員長 中野委員。

○中野委員 先ほど、国民健康保険料のときに一律になって高くなったとお聞きしまして、国民健康保険料っていうのは総額に対して決まってくることなので、国が使ってる48万円か。介護保険は、この村の中で使われる金額によってこの村で管理できる金額だと思います。それが、一応予算書を見ると徴収してるのが1億2,000万円ぐらいで、実際に使われてるのが7億円ぐらいっていうふうになってるのを見てて、これからもどんどん介護保険を使う人が増えてきて、どんどん増えていく中で今回たまたまかさ上げして、皆さんから徴収するっていう金額が必要になったとは思いますが、来年も再来年もどんどん増えていった場合に、このようにしてほかの市町よりも若干介護保険に対する徴収額が村民負担になっていくのかどうかをお伺いしたいと思います。

○尾崎委員長 山谷課長。

○山谷福祉課長 委員おっしゃるとおりに、村の介護保険料につきましては村の介護を使っておられる方の給付費に基づいて算定のほうをさせていただいてます。今回、9期の保険料につきましては大阪府下で一番安い金額になっておりまして、基金を活用して保険料のほうは低くなるように抑えるようには努力のほうをさせていただいておりますが、今後75歳以上の高齢者の方が増えて給付のほうも増えていく見込みではありますけれども、十分基金を活用して保険料の上昇を抑えていきたいと考えております。

以上です。

○尾崎委員長 ほかに質疑はありませんか。

田村委員。

○田村委員 附則第12条なんですけど、保険料を減額することができるっていうことになっているんですけれども、できるとなってる理由っていうのは、減額するではなくできるとなっているのは、減額しない場合もあるよということなんですか。そのあたり教えていただけたらと思います。

○尾崎委員長 山谷課長。

○山谷福祉課長 条文上できるとさせていただいておりますけれども、村のほうは該当する方については減免のほうをさせていただく予定ではございます。

以上です。

○尾崎委員長 田村委員。

○田村委員 分かりました。

じゃあ、もともとその準則のほうでそういう規定になっていたのもそのままという形でですね。了解いたしました。

○尾崎委員長 畑委員。

○畑委員 今回の変更によって、影響を受ける村民の方っていうのは何名ぐらいいらっしゃるのか教えていただけますか。

○尾崎委員長 山谷課長。

○山谷福祉課長 影響を受けられる方なんですけれども、一応令和7年度の保険料算定のときの給与等収入が55万1,000円以上190万円未満の人は、人数は204人なんですけれども、このうち対象になると想定されるのは、課税世帯で第6段階の方で単身者か本人以外の世帯員が非課税の人と考えますと20人程度で、この20人程度と第1号被保険者自身は非課税なんですけれども、世帯員に給与等収入があってその収入が55万1,000円以上190万円未満の人がいた場合も対象になり得ます。そちらのほうは60

人程度ですので、８０人程度と想定の方をしております。ただ、世帯状況に応じて課税状況の基準が異なりますし、今年度の保険料算定時の状況で試算しておりますので、あくまでも参考程度の人数ということでご了承いただきたいと存じます。

以上です。

○尾崎委員長 ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○尾崎委員長 質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○尾崎委員長 ないようですので、討論を終結します。

これより議案第１０号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○尾崎委員長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第１１号千早赤阪村下水道条例の改正についてを議題とします。

本案件についての説明を求めます。

安井都市整備課長。

○安井都市整備課長 それでは、議案第１１号千早赤阪村下水道条例の改正についてご説明いたします。

新旧対照表の１ページをご覧ください。

改正の内容につきましては、第５条排水設備等の工事の実施に関するものでございます。

現行の規定では、排水設備等の工事は村長が指定した指定工事店でなければ行うことができないとされております。今回の改正では、同条に次のただし書を追加するものでございます。「ただし、災害その他非常の場合において、村長が他の市町村長の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときは、この限りではない。」ということです。

これにより、大規模な災害等が発生した際に本村の指定工事店だけでは工事業者の確保が困難と判断される場合には、村長のもと、他の市町村長の指定を受けた工事店による排水設備等の工事を特例的に認めることができるようになります。

施行期日、附則といたしまして、この条例は令和8年4月1日から施行するものでございます。

以上、千早赤阪村下水道条例の改正について説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○尾崎委員長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

南本委員。

○南本委員 説明ありがとうございます。

災害のとき大変やと思うんで、これは本当にいいんですけど、ただ私思うんですけど、未来協議会っていうのを立ち上げられて、2町1村でいろんな取組をされてて、職員の募集もまとめてするとかいろんなことで、そこへまた広域水道も一つに、太子のほうに今移されてやっていただいています。

この災害その他の非常の場合においてっていうんですけども、ふだんからもこの2町1村でこういう指名っていうか指定業者さんも一緒にしていってやるような方法ってないのかなと思うんですね。といいますのは、いろんな仮に都市整備のほうでも予算を組んでいただいてやるんですけども、いろいろ聞いてますと技術者がおらないとか様々なことで工事が遅れてる、現状予算は取ったけど工事ができない、様々なことを聞いてるんで、そういうことを解決するためにも2町1村でせっきく未来協議会つくられたんだから、もう少しこういう共通できる業者さんで、また技術者の方も一緒になってやっていけないかなと思うんで、そこらの村としての考え方を少し聞かせていただきたいなと思います。

○尾崎委員長 安井課長。

○安井都市整備課長 様々な工事の指名業者さんとか、そういった2町1村の大きい話になると我々一担当課のほうではなかなか述べることはできないんですが、今回のこの排水設備の指定工事業者さんにつきましては、実は言うところの指定業者の事務の手続というのが非常に似ておりまして、それで令和2年ですかね、富田林さん、それから河南町さん、太子町さん、村の4市町村でこの排水設備の指名業者の登録事務というのを合同でやっておりまして、こちらのほう今僕の説明のほうでは本村、本村って言ってたんですが、実は言うところ富田林さんはじめ河南、太子、千早のこの4市町村の今登録されている256業者、この業者が一応ターゲットになってまして、もう既に一応4市町村でそろえてやっていこうということでやっております。ただ、先ほど説明しましたように、能登半島の地震のように、近隣でやってますと地震というのは、災害というのは同時に指定業者さん、同時にできない、機能しない場合がありますので、ここの意味でいうと、隣の奈良県さんと

か和歌山県からだとか、そういった業者をターゲットにしたような形で記述はさせてもらってるということで、今回に限りましては2町1村というよりは、それで富田林さんも含めた形で一応させていただいてるということで、ただ議員の今おっしゃっておられる大きな話になってくると、なかなか僕のほうではお答えできないので申し訳ないです。

以上です。

○尾崎委員長 南本委員。

○南本委員 ありがとうございます。

○尾崎委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○尾崎委員長 質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○尾崎委員長 ないようですので、討論を終結します。

これより議案第11号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○尾崎委員長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第12号千早赤阪村消防団員等公務災害補償条例の改正についてを議題とします。

本案件について説明を求めます。

尾谷自治防災課長。

○尾谷自治防災課長 それでは、議案第12号千早赤阪村消防団員等公務災害補償条例の改正についてご説明をいたします。

まず、この条例の概要でございますが、この条例は千早赤阪村の消防団員等が公務中に災害に遭った場合に損害を補償することを定めたものでございます。

本案は、一般の職員の給与に関する法律が改正されまして、非常勤消防団員等に係る損害賠償の基準を定める政令において、非常勤消防団員等に対する損害補償に係る補償基礎額及び扶養に係る補償基礎額の加算が改正されましたことから、本条例の所要の改正を行うものでございます。

それでは、新旧対照表１ページ目をご覧ください。

１点目といたしまして、第５条第２項第２号の改正でございます。

消防作業従事者等の補償基礎額につきまして、現行の９，７００円を１万円に改め、ただし書における増額の上限額を、現行の１万４，５００円から１万５，０００円に改めるものでございます。

２点目といたしまして、第５条第３項の改正でございます。

扶養親族に係る補償基礎額の加算額について改正を行うものでございます。

現行では、配偶者に該当する扶養親族については１人につき１００円を加算し、２２歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にある子等については１人につき３８３円を加算する規定となっておりますが、改正後は配偶者に係る加算額の規定を削除し、２２歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にある子等に該当する扶養親族については１人につき４３３円に引き上げるものでございます。

次のページをお願いいたします。

３点目といたしまして、別表の補償基礎額表の改正でございます。

階級及び勤務年数に応じた補償基礎額を改正いたすものでございます。

まず、団長及び副団長の欄でございますが、勤務年数１０年未満では現行の１万２，９００円を１万３，３４０円に、１０年以上２０年未満では現行の１万３，７００円を１万４，１７０円に、２０年以上では現行の１万４，５００円を１万５，０００円に改めるものでございます。

次に、分団長及び副分団長の欄でございますが、勤務年数１０年未満では現行の１万１，３００円を１万１，６７０円に、１０年以上２０年未満では現行の１万２，１００円を１万２，５００円に、２０年以上では現行の１万２，９００円を１万３，３４０円に改めるものでございます。

次に、部長、班長、団員の欄でございますが、勤務年数１０年未満では現行の９，７００円を１万円に、１０年以上２０年未満では現行の１万５００円を１万８４０円に、２０年以上では現行の１万１，３００円を１万１，６７０円に改めるものでございます。

次に、附則でございます。

第１項は、施行期日の規定で、この条例は令和８年４月１日から施行するものでございます。

第２項は、経過措置の規定でございます。

条例による改正後の規定は、この条例の施行日以後に支給すべき事由の生じた損害補償並びに施行日前に支給すべき事由の生じた施行日以後の期間に係る傷病補償年金、障害補

償年金及び遺族補償年金について適用いたします。また、施行日以前に支給すべき事由の生じた損害賠償等につきましては、施行日以前に支給すべき事由の生じた施行日前の期間に係る傷病補償年金、これらにつきましてはなお従前の例によるものと定めておるところでございます。

説明につきましては以上でございます。ご審議よろしく願いいたします。

○尾崎委員長 これより質疑に入ります。

畑委員。

○畑委員 ありがとうございます。

本当にこういうものがあるというのも知らなくてよく分からないんですが、そもそも言葉の意味、補償基礎額っていうのは一体どういう種類のものなんでしょうか。

普通、けがしたりなんかしたらこんな少ない額では当然無理なので、この補償基礎額ということの意味合いが理解できていないのでお願いいたします。

○尾崎委員長 尾谷課長。

○尾谷自治防災課長 まず、そもそもこの条例に定めております補償される内容でございますけども、これにつきましては7種類ございます。これにつきましては、療養補償ですとか休業補償、また傷病補償年金、障害補償、またなつてはならないことですが万が一公務中にお亡くなりになられた場合にご遺族の方にお支払いする遺族補償と、こういったものがあるわけなんですけども、こちらの療養補償、いわゆるけがですとか病気になったと、公務中にですね、これは公務が起因としましてそういう病気や災害になったりとかけがとか、それで休業しないといけないというようなことになった場合以外のそれぞれの補償につきまして、この補償の基礎額に係数もしくは数値をかけまして乗じたものが最終その補償額と指定されまして、それは各項目によってその係数が異なるものでございます。例えばでございますけども、遺族補償につきましてはこの基礎額に1, 0 0 0を掛けたものが補償額となるものでございます。

以上でございます。

○尾崎委員長 畑委員。

○畑委員 ありがとうございます。

つまり、今の幾つか7つのケース、種別に分けられるということで、それによってこれを基礎額、そのどれにおいてもこれを基礎額にして、それに係数を掛けることによって補償する、お支払いする額が決まってくるよという意味で、こういう一応ベースになるものが決められてますということですね。分かりましたが、何かこの条例だけ見ても意味が分からなかったんで、できれば分かるようにしていただけるとありがたいです。

ありがとうございます。

○尾崎委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○尾崎委員長 質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○尾崎委員長 ないようですので、討論を終結します。

これより議案第12号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○尾崎委員長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

これで本日の委員会を閉じ、令和8年3月村づくり常任委員会を閉会します。

皆さんお疲れさまでした。

午後2時06分 閉会

委員会条例第27条の規定により、ここに署名する。

村づくり常任委員会

委員長 尾崎 充宏